

介護予防・日常生活支援総合事業サービス

事業者申請を予定している皆様へ

盛岡市内で介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供するには、サービスの種類及びサービスを行う事業所ごとに盛岡市長の指定を受ける必要があります。

指定の流れは以下のとおりです。

準備

【要件（基準）の確認】

事業者の指定を受けるためには、市要綱で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たす必要があります。基準等をご確認いただき、ご不明の点についてはご相談ください。

（主な要件）

- ・申請者が法人格を有していること。
- ・定款等に、当該事業を実施する旨が記載されていること。
- ・事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が基準を満たしていること。
- ・事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができること。
- ・申請者、申請者の役員等、申請に係る管理者が欠格事由に該当しないこと。

1 介護保険法及びその関連通知等を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。法令や通知等の具体的な内容は一般の書籍や厚生労働省ホームページ等をご参照ください。

2 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAMNET（ワムネット）」で提供されていますのでご参照ください。

3 開設しようとする事業所が、介護保険法以外の建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令に合致しているか必ず確認を行ってください。

事前相談

【事前相談】

指定申請を行う前（事業所の新築、改修工事等の着工前）に、「位置図」及び「平面図（建築図面等）」を持参の上、担当窓口で事前相談を行ってください。

※担当者が不在の場合がありますので、事前にご連絡ください。

【盛岡市以外の県内各市町村で事業を実施する場合】

各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

申請書類の確認・準備

申請書類は盛岡市公式ホームページ（「オンラインサービス」⇒「申請書ダウンロード」⇒「保険・年金・介護・医療」⇒「介護予防・日常生活支援総合事業」）からダウンロードすることができます。

添付書類は、「指定申請に係る添付書類一覧」をご確認ください。

申請受付

必要な書類が全てそろったのを確認し、**事業開始予定日の1カ月前まで**に、担当窓口へ提出してください。

- ※ 担当者が不在の場合がありますので、持参いただく前にご連絡ください。
- ※ 書類が不足している場合、受付することができません。
- ※ 申請者控えとして、申請書類一式を保管してください。

審査

申請内容が基準に適合しているか審査します。必要に応じて書類の訂正、差替えをお願いします。

通所型サービスの事業所については、現地調査を行います。

指定

指定した旨を記載した「指定通知書」を送付します。

指定通知書は大切に保管してください。

公示

事業所名、所在地、サービスの種類、事業開始年月日等が公示されます。

《参考》

盛岡市公式ホームページでは、介護予防・日常生活支援総合事業に関するお知らせ、各種様式等、事業者向けの情報を提供しています。

トップページ「生活情報」⇒「健康・福祉」⇒「介護・医療」⇒「介護予防・日常生活支援総合事業」⇒「ケアマネジャー・事業者向け情報」

URL <http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kaigoiryo/1018351/1018854.html>

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所本館5階

盛岡市 保健福祉部 長寿社会課 地域ケア係

電話 019-613-8144

FAX 019-653-2839

E-mail chouju@city.morioka.iwate.jp